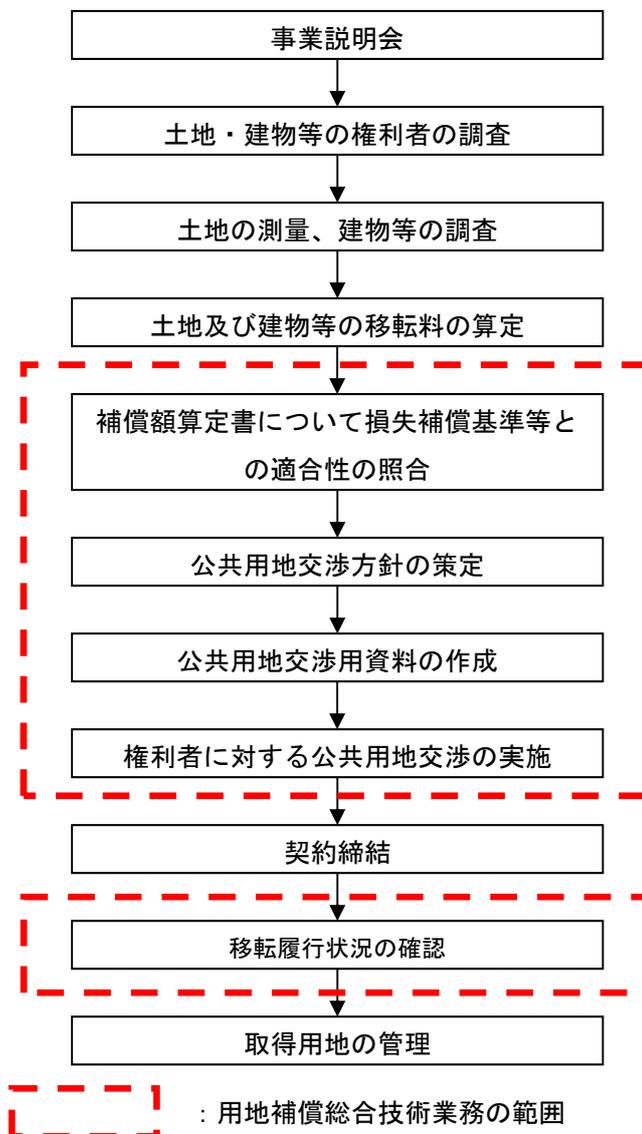


# 用地補償総合技術業務

用地補償総合技術業務とは、公共事業に必要な用地取得の円滑な推進を図るため、下記の公共用地取得事務手続きの中で、権利者に対する公共用地交渉の実施をメインに用地職員の方の用地取得を支援する業務です。

(公共用地取得事務手続きの流れ)



用地補償総合技術業務の具体的な業務内容は下記のとおりです。

① 概況ヒアリング等

当該業務の実施に先立ち、発注者より事業の計画概要、土地・建物等の概要、補償内容等について説明を受け概況を把握する

② 現地踏査等

当該業務の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況を把握する

③ 関係権利者の特定

登記事項証明書、戸籍簿、住民票等の記載事項と補償額算定書を照合し、権利者を特定する

④ 補償額算定書の照合及び補償金明細表の作成

補償額算定書について、補償基準等に適合し誤りなく調製されているかの照合を行い、補償金明細表を作成する

⑤ 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成

発注者と協議のうえ、権利者毎の公共用地交渉スケジュール、説明内容等用地交渉の進め方に関する方針を策定するとともに、権利の内容に応じた公共用地交渉用資料を作成する

⑥ 権利者に対する公共用地交渉

- (イ) 土地等の調書を交付のうえ内容を説明し、確認印を受領する
- (ロ) 補償項目毎の補償内容等を説明し、理解を得るとともに、損失補償協議書を交付し、補償金額を提示する
- (ハ) 補償契約書案を交付のうえ契約内容を説明し、契約の承諾を得る

⑦ 公共用地交渉記録簿の作成

公共用地交渉毎に、公共用地交渉記録簿を作成する

⑧ 公共用地交渉後の措置

発注者に対し、公共用地交渉の詳細な内容を報告し、公共用地交渉に応じない権利者、理解を得られない権利者について、今後の対応を検討する

⑨ 移転履行状況等の確認

補償契約書に定める期限までに移転の履行がされるように、権利者に対して移転履行状況等の確認を行う